

箕 面 市 立 保 育 所

建築設備等検査業務委託仕様書

箕面市立保育所建築設備等検査業務委託仕様書

この仕様書は、箕面市立保育所建築設備等検査業務について定める。

1. 委託場所

建築設備等検査業務委託場所は次の保育所とする。

- ・ 箕面市立桜ヶ丘保育所 (箕面市桜ヶ丘3-12-5)
- ・ 箕面市立萱野保育所 (箕面市萱野1-19-30)
- ・ 箕面市立稲保育所 (箕面市船場西1-11-9)
- ・ 箕面市立東保育所 (箕面市粟生外院5-2-1)

2. 業務期間

契約書と同じ。

ただし稲保育所は、平成31年度以降に民営化を予定しており、民営化を実施する年度より委託業務対象外とし、甲と乙が協議し、契約金額の見直しを行うものとする。

3. 一般事項

- (1) 乙は、本仕様の業務を遂行するにあたり、本市施設管理担当職員の指示に従うこと。
- (2) 乙は、業務に関係した報告者を作成し、甲へ提出すること。
- (3) 乙は、保守点検作業中に設備の異常を認めるときは、速やかに適切な措置を講じ、正常な状態に復旧するとともに、安全かつ適切な設備の保持に努めなければならない。
- (4) 乙は、当該業務従事者が業務の遂行上、故意又は重大な過失により施設等の財産に損害を与えた場合は、その弁償の責を負うものとする。
- (5) 受託者は、業務遂行にあたり当該施設の管理上の諸規定に従うものとする。
- (6) その他必要な事項は、甲とあらかじめ協議し、その指示を得ること。
- (7) 提出書類（原則としてA4版とする）

○点検結果報告書

2部

4. 業務内容

建築設備等検査

1回/1年（年度後半）

①非常用照明の検査

②建築基準法第12条の規定による定期検査

5. 業務日及び業務時間

業務日及び業務時間は原則として平日の8時45分から17時15分の間とする。なお、詳細は保育業務に支障をきたさないよう甲と乙が協議して決定する。